

修正①（本編 P 8 0） 福岡県が策定した「筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に示されている「大規模集客施設の立地誘導方針」と整合性を図る旨の文章を追加。

修正前			修正後		
(4) 誘導施設の設定 「(1)立地適正化計画作成の手引きで示す誘導施設」「(2)都市計画マスタープランとの整合」及び「(3)住民ニーズの高い機能」を基に、本市の誘導施設を設定する。			(4) 誘導施設の設定 「(1)立地適正化計画作成の手引きで示す誘導施設」「(2)都市計画マスタープランとの整合」及び「(3)住民ニーズの高い機能」を基に、本市の誘導施設を設定する。		
都市機能	都市機能の内容	誘導施設	都市機能	都市機能の内容	誘導施設 (※ 1)
行政機能	中枢的な行政機能や市全域を対象とした国・県の出先機関のうち、幅広い世代の利用がある機能	市役所、国・県の行政施設	行政機能	中枢的な行政機能や市全域を対象とした国・県の出先機関のうち、幅広い世代の利用がある機能	市役所、国・県の行政施設
介護福祉機能	市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	総合福祉センター	介護福祉機能	市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	総合福祉センター
子育て機能	市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	子育て支援センター	子育て機能	市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	子育て支援センター
商業機能	時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事、娯楽を提供する機能	大型商業・娯楽施設 (※ 1)	商業機能	時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事、娯楽を提供する機能	大型商業・娯楽施設 (※ 2)
医療機能	総合的な医療サービス（二次医療）や夜間・休日等の医療を受けることができる機能	総合病院 (※ 2)、急患センター	医療機能	総合的な医療サービス（二次医療）や夜間・休日等の医療を受けることができる機能	総合病院 (※ 3)、急患センター
金融機能	決済や融資などの金融機能を提供する機能	銀行・信用金庫 (※ 3)、 労働金庫 (※ 4) 田川地域の中核となる郵便局	金融機能	決済や融資などの金融機能を提供する機能	銀行・信用金庫 (※ 4)、 労働金庫 (※ 5) 田川地域の中核となる郵便局
教育・文化機能	市民全体を対象とした教育文化サービス及び情報交流の拠点となる機能	博物館、美術館、 中央公民館 (※ 5)、図書館 (※ 6)、 文化ホール、情報センター	教育・文化機能	市民全体を対象とした教育文化サービス及び情報交流の拠点となる機能	博物館、美術館、 中央公民館 (※ 6)、図書館 (※ 7)、 文化ホール、情報センター
※ 1 施設の店舗面積が 3, 0 0 0㎡を超えるもの ※ 2 医療法に規定される病院のうち、病床数が 2 0 0 床以上で内科・外科を共に診療科目とする地域の中核となる総合的なもの ※ 3 銀行法に規定される銀行及びその支店、信用金庫法に規定される信用金庫及びその支店 ※ 4 労働金庫法に規定される労働金庫及びその支店 ※ 5 社会教育法に規定される公民館 ※ 6 図書館法に規定される公立図書館及び私立図書館			※ 1 <u>都市機能誘導区域内であっても「筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び用途地域による建築物の用途制限により、立地できない地区がある。</u> ※ 2 施設の店舗面積が 3, 0 0 0㎡を超えるもの ※ 3 医療法に規定される病院のうち、病床数が 2 0 0 床以上で内科・外科を共に診療科目とする地域の中核となる総合的なもの ※ 4 銀行法に規定される銀行及びその支店、信用金庫法に規定される信用金庫及びその支店 ※ 5 労働金庫法に規定される労働金庫及びその支店 ※ 6 社会教育法に規定される公民館 ※ 7 図書館法に規定される公立図書館及び私立図書館		

修正前	修正後
<p>(3) 市営住宅の建て替え時における立地方針</p> <p>今後、施設の老朽化や集約等の理由により市営住宅を建て替える際には、人口密度維持の観点から、既に居住誘導区域内に立地している市営住宅については、居住誘導区域内での建て替えを原則とする。</p> <p>また、居住誘導区域外の市営住宅についても、居住誘導区域内での建て替えを検討し、その結果、敷地面積や費用等の理由から居住誘導区域内に適地がないと判断した場合においても、中心拠点への移動の利便性が確保できる場所を候補地とするよう努めることとする。</p> <p>5.2 都市機能の誘導のための施策</p> <p>(1) 公共施設の適正配置</p> <p>誘導施設に位置付けられる公共施設の統廃合や複合化を図り、新規立地を行う場合は、都市機能誘導区域内への適正配置に努める。なお、公共施設等の維持更新などについては、平成29年3月策定の「田川市公共施設等総合管理計画」に基づいて行う。</p> <p>●誘導施設に該当する公共施設のうち築年数が40年を超えるもの（計画策定時点） 田川市庁舎、田川市立図書館、田川文化センター、田川青少年文化ホール</p> <p>(2) 公的不動産の有効活用</p> <p>施設の廃止や学校の統廃合等による未利用地や未利用施設など、市が保有する不動産について、新たな誘導施設の用地として積極的に活用する。</p> <p>●田川東高校跡地、中央中学校（統廃合後）</p> <p>(3) 中心市街地活性化</p> <p>田川伊田、田川後藤寺両駅周辺を中心に、様々な人々が訪れる交流の場を形成し、新たな賑わいの創出を図ることで、中心市街地における日常生活サービス機能の向上や医療・商業機能等の集積を促す。</p> <p>●集約都市形成支援事業 ●都市再生整備計画事業（例：田川伊田駅周辺地区都市再生整備計画事業） など</p> <div data-bbox="240 1570 1317 1976" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>田川伊田駅周辺地区 都市再生整備計画</p> <p>◆事業概要：田川伊田駅ビル改修や駅前広場整備による市の玄関口に相応しい都市の拠点の整備、石炭・歴史博物館の改修による観光資源の活用、地区内道路の整備による適切な誘導とアクセス整備による円滑な移動の確保などを通して、田川伊田駅を中心とした賑わいと回遊性のあるまちづくりを推進する。</p> <p>◆事業主体：田川市</p> <p>◆計画期間 第1期：平成26年度～令和1年度（64.4ha） 第2期：令和2年度～令和6年度（50.4ha）</p> </div>	<p>(3) 市営住宅の建て替え時における立地方針</p> <p>今後、施設の老朽化や集約等の理由により市営住宅を建て替える際には、人口密度維持の観点から、既に居住誘導区域内に立地している市営住宅については、居住誘導区域内での建て替えを原則とする。</p> <p>また、居住誘導区域外の市営住宅についても、居住誘導区域内での建て替えを検討し、その結果、敷地面積や費用等の理由から居住誘導区域内に適地がないと判断した場合においても、中心拠点への移動の利便性が確保できる場所を候補地とするよう努めることとする。</p> <p>5.2 都市機能の誘導のための施策</p> <p>(1) 公共施設の適正配置</p> <p>誘導施設に位置付けられる公共施設の統廃合や複合化を図り、新規立地を行う場合は、都市機能誘導区域内への適正配置に努める。なお、公共施設等の維持更新などについては、平成29年3月策定の「田川市公共施設等総合管理計画」に基づいて行う。</p> <p>●誘導施設に該当する公共施設のうち築年数が40年を超えるもの（計画策定時点） 田川市庁舎、田川市立図書館、田川文化センター、田川青少年文化ホール</p> <p>(2) 公的不動産の有効活用</p> <p>施設の廃止や学校の統廃合等による未利用地や未利用施設など、市が保有する不動産について、新たな誘導施設の用地として積極的に活用する。</p> <p>●田川東高校跡地、中央中学校（統廃合後）</p> <p>(3) 中心市街地活性化</p> <p>田川伊田、田川後藤寺両駅周辺を中心に、様々な人々が訪れる交流の場を形成し、新たな賑わいの創出を図ることで、中心市街地における日常生活サービス機能の向上や医療・商業機能等の集積を促す。</p> <p>●集約都市形成支援事業 ●都市再生整備計画事業（<u>第1期 田川伊田駅周辺地区都市再生整備計画</u>） ●都市構造再編集中支援事業（<u>第2期 田川伊田駅周辺地区都市再生整備計画</u>）</p> <div data-bbox="1656 1614 2733 1997" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>田川伊田駅周辺地区 都市再生整備計画</p> <p>◆事業概要：田川伊田駅ビル改修や駅前広場整備による市の玄関口に相応しい都市の拠点の整備、石炭・歴史博物館の改修による観光資源の活用、地区内道路の整備による適切な誘導とアクセス整備による円滑な移動の確保などを通して、田川伊田駅を中心とした賑わいと回遊性のあるまちづくりを推進する。</p> <p>◆事業主体：田川市</p> <p>◆計画期間 第1期：平成26年度～令和1年度（64.4ha） 第2期：令和2年度～令和6年度（<u>52.9ha</u>）</p> </div>

修正前	修正後
<p>(4) 民間活力の導入</p> <p>誘導施設に位置付けられる公共施設の整備にあたっては、民間事業者のノウハウや資金を導入し、民間事業者の創意工夫を最大限生かすとともに、新たな賑わい創出により周辺地域へ波及効果をもたらすよう、PPP/PFI事業等の活用を検討する。また、民間事業者による誘導施設の整備事業を促進するため、国の支援制度等の活用を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国が直接行う支援 <ul style="list-style-type: none"> 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置 ●国の支援を受けて市町村が行う施策 <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策 ●市町村が独自に講じる施策 <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の活動のための環境整備・人材育成 容積率や建築制限の緩和等の都市計画変更の検討 <p>(5) 都市機能誘導区域外において届出が必要となる行為</p> <p>都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するために、都市機能誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、都市再生特別措置法第108条の規定に基づき、その行為に着手する30日前までに市長へ届け出ることが必要となる。なお、この届出に係る行為が都市機能誘導区域における誘導施設の立地の誘導を図るうえで市が相応しくないと判断したときは、届出者と協議・調整をし、必要に応じて勧告等を行う場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <開発行為> <ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為 <開発行為以外> <ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物を新築する場合 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合 <p>5.3 その他の施策</p> <p>(1) 公共交通の活性化</p> <p>「3.2 目指す都市構造」で示したとおり、本市の公共交通については、基幹ネットワーク上を走るバス路線を、絶対に廃止してはならない最重要バス路線と位置付けるとともに、中心拠点と郊外部の生活拠点を生活ネットワークで結び、公共交通を走らせることで、移動の利便性を確保することとしている。</p> <p>この方針を実現するため、「田川市地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通ネットワークの再編を具体化する。</p>	<p>(4) 民間活力の導入</p> <p>誘導施設に位置付けられる公共施設の整備にあたっては、民間事業者のノウハウや資金を導入し、民間事業者の創意工夫を最大限生かすとともに、新たな賑わい創出により周辺地域へ波及効果をもたらすよう、PPP/PFI事業等の活用を検討する。また、民間事業者による誘導施設の整備事業を促進するため、国の支援制度等の活用を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国が直接行う支援 <ul style="list-style-type: none"> 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置 ●国の支援を受けて市町村が行う施策 <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策 ●市町村が独自に講じる施策 <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者の活動のための環境整備・人材育成 容積率や建築制限の緩和等の都市計画変更の検討 <p>(5) 都市機能誘導区域において届出が必要となる行為</p> <p>都市機能誘導区域における誘導施設の立地動向を把握するために、都市機能誘導区域内外で以下の行為を行おうとする場合には、都市再生特別措置法第108条及び第108条の2の規定に基づき、その行為に着手する30日前までに市長へ届け出ることが必要となる。なお、この届出に係る行為が都市機能誘導区域における誘導施設の立地の誘導を図るうえで市が相応しくないと判断したときは、届出者と協議・調整をし、必要に応じて勧告等を行う場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市機能誘導区域外で届出が必要となる行為 <ul style="list-style-type: none"> <開発行為> <ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為 <建築行為> <ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物を新築する場合 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合 ●都市機能誘導区域内で届出が必要となる行為 <ul style="list-style-type: none"> <休止及び廃止> <ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を休止または廃止しようとする場合 <p>5.3 その他の施策</p> <p>(1) 公共交通の活性化</p> <p>「3.2 目指す都市構造」で示したとおり、本市の公共交通については、基幹ネットワーク上を走るバス路線を、絶対に廃止してはならない最重要バス路線と位置付けるとともに、中心拠点と郊外部の生活拠点を生活ネットワークで結び、公共交通を走らせることで、移動の利便性を確保することとしている。</p> <p>この方針を実現するため、「田川市地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通ネットワークの再編を具体化する。</p>